

# 笠間市いじめ問題重大事態対応フロー図



## 学 校

### 重大事態

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、及び相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがあると判断したとき

発見・相談  
情報・通告

学校いじめ  
防止対策委員会  
(法第22条)

事実確認・指導

いじめ問題

(旧笠間市いじめ防止対策委員会)  
笠間市いじめ問題対策連絡協議会  
(法第14条1項)

学校、市・教育委員会事務局、児童相談所、法務局、警察、その他関係者等で構成 (\*15人以内)

重大事態調査

円滑な連携

重大事態報告

報告

## 教育委員会

教育委員会附属機関 \*重大事案調査

### 笠間市いじめ調査委員会

(法第14条3項) (法第28条1項)

弁護士、医師、学識経験者等で構成 (\*10人以内)

報告

調査

(法第30条1項)  
重大事態報告

市長附属機関

\*重大事案再調査

### 笠間市いじめ再調査委員会

(法第30条2項)

弁護士、医師、学識経験者等で構成 (\*5人以内)

再調査

報告

市長

(法第30条3項)  
重大事態報告

## 笠間市議会